

ひとり親家庭等の 皆さんを支援します



医療費助成



所得が多くて
対象外だった人
でも、前々年よ
り前年の所得が
少なかった場合や扶養人数が増えた
場合は、助成対象になることがあり
ます。

次の要件に当てはまる人で、医療
証を持っていない人は、問い合わせ
てください。

●対象者（生活保護を受けている 人は除く）

- ◇母子家庭（母・児童）
- ◇父子家庭（父・児童）

◇父母のない児童

※児童は、小学校就学後～18歳の年
末が対象

※所得制限あり（児童扶養手当準拠）
※配偶者が障がいにより長期にわ
たって労働力を失っている場合
も、ひとり親家庭とみなす。

●助成内容

健康保険が適用され
た医療費の自己負担分相当額
※一部本人負担があります。詳しく
は、市ホームページ
を確認してくだ
さい。



児童扶養手当

●対象者

次のいずれかに当てはま
る児童（原則として18歳に達す
る日以後の最初の3月31日ま
で、障がい児については20歳未
満）を監護している母（父）ま
たは養育者

- ◇父母が婚姻を解消
- ◇父（母）が死亡
- ◇父（母）が一定程度の障がいの
状態にある
- ◇父（母）から1年以上遺棄され
ている

◇婚姻によらない出産 など

※次のいずれかに当てはまるときは
支給されません。

◇父母または養育者と児童の住 所が国内にない

◇児童が福祉施設に入所
など

●手当月額（全部支給の場合）

4万3070円（児童1人）
※児童が2人の場合は1万170円
加算、以降1人増えるごとに6
100円加算します。

※手当月額は、所得額に応じて減額
になることがあります。

●支給月

奇数月（前月までの2
カ月分を支給）

日常生活支援事業



保育サービスや生活援助などが必
要な場合に、家庭生活支援員を派遣
します。

●対象者

市内に居住し、20歳未満
の児童を扶養している母子家庭
の母、父子家庭の父、または扶
養していた寡婦で、次の事由の
いずれかに当てはまる人

- ①自立促進のため一時的に支援
が必要と認められる場合（技
能習得のための通学、就職活
動など）

②社会通念上、一時的に支援が 必要と認められる場合（疾病・ 看護・事故・冠婚葬祭・時間 外労働・出張・学校などの公 的行事への参加など）

③乳幼児または小学校に就学する
児童を養育しているひとり親家
庭で、時間外労働その他就業上
の理由により、定期的に支援が
必要と認められる場合

●支援内容

◇乳幼児の保育◇食事
の世話◇身の回りの世話◇生活
必需品などの買物 など

●派遣時間

①②に当てはまる人
1つの事由につき年間80時間
以内で、全ての事由を通じて
年間160時間以内
③に当てはまる人 1カ月あたり
20時間以内で、年間120時間
以内

●費用

所得に応じて異なります。

JR通勤定期の割引



児童扶養手当の支給を受けてい
る世帯の人が、JRの通勤定期を購
入する場合、定期券が3割引にな
ります。